

ご遺族のための 手続きガイド

 福岡市中央区版

ご遺族サポート窓口をご利用ください。

区役所での保険証の返却や年金等の手続きが、スムーズに進められるようにサポートいたします。
サポート窓口をご利用されずに、ご自身で各窓口にて手続きを行っていただくことも可能です。

ご利用の流れ※原則予約制(予約優先).....

1 1 まずはお電話ください

ご遺族サポート窓口専用電話

☎092-718-1148

受付時間:8:45~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

手続きが必要な窓口・持ち物のご案内と、サポート窓口
の予約を行います。

2 2 予約当日は...

中央区役所1階2番「ご遺族サポート窓口」

へお越しいただき、ご遺族サポート窓口専用ボタンを押してください。

※サポート窓口をご利用後は、ご自身で各窓口にて手続きを行っていただきます。

福岡市中央区役所

〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5番31号 ☎092-714-2131(代表) FAX:092-714-2141

令和6年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

令和6年7月発行

発行:福岡市中央区市民課

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

ご遺族サポート窓口のご利用案内



【ご遺族サポート窓口専用電話】 ☎092-718-1148

【受付時間】 8:45～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※原則予約制(予約優先)

- ※サポート窓口をご利用後は、ご自身で各窓口にて手続きを行っていただきます。
- ※サポート窓口をご利用されずに、ご自身で各窓口にて手続きを行っていただくことも可能です。
- ※15時以降に来庁の場合は、当日中に手続きが終わらない場合もあります。
- ※亡くなった方の戸籍謄本(全部事項証明)や住民票の記載には、以下の日数がかかりますのでご注意ください。

- 本籍地及び住所が福岡市中央区で、中央区に死亡届が提出された場合: **3日程度**
- 本籍地及び住所が福岡市中央区で、他市区町村に死亡届が提出された場合: **7～14日程度**

◆予約日時・受付場所とご準備いただくもの

● **予約日時:** 月 日 () 時 分

● **受付場所:** 中央区役所1階2番「ご遺族サポート窓口」

※ご遺族サポート窓口専用ボタンを押してください。

予約時に
記載
しましょう!

● **持ち物チェックリスト** ※下記のうち、揃う物のみご持参ください。

亡くなった方 のもの

※代表的なもの
のみ記載して
います。
右記にない
ものは、
2・3ページで
ご確認ください。

- ☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 限度額適用認定証
(☐ 亡くなった方が世帯主であった場合、同一世帯加入者全員の保険証)
- ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 会葬礼状または埋火葬許可証の写しまたは葬儀代領収書等()
(葬祭費の請求に、亡くなった方と喪主が確認できるもの)
- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証
- ☐ 交通用福祉ICカード、タクシー助成券
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 年金証書(年金手帳、年金の郵便物)
- ☐ その他()

ご遺族の方 のもの

- ☐ 本人確認書類
(1点: 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等
2点: 健康保険証、年金手帳等)
- ☐ 預金通帳(申請者のもの)
- ☐ 認印(捺印が必要となる場合があります。)
- ☐ ご遺族のための手続きガイド
- ☐ 委任状(必要時のみ)・・・20ページに様式あり
- ☐ その他()

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主であった	世帯主変更の届出		☐	市民課	5
	住民基本台帳カードを持っていた	住民基本台帳カードの返却		☐		
	・印鑑登録証 ・個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードを持っていた	手続き及びカード返却の必要はありません。 ※印鑑登録証はハサミを入れて破棄してください。 ※マイナンバーカードまたは通知カードは、相続手続き等に 必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄してください。				
年金	国民年金のみを受給していた、 加入していた(未受給) ※第3号被保険者(配偶者の扶養)期間がある方は、年金事務所での受付となる場合があります。	国民年金のみの手続き <受給していた> ●未支給年金の請求 ●遺族基礎年金の請求 <加入していた(未受給)> ●死亡一時金の請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求		☐	保険年金課	6
	その他の年金を受給していた、 加入していた(未受給) ※加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください。	厚生年金【年金事務所】での手続き ●未支給年金の請求 ●遺族厚生年金の請求 など			※予約優先 年金ダイヤル ☎0570-05-1165 中福岡年金事務所 ☎092-751-1232	6
		共済年金:加入していた共済組合 恩給:総務省恩給相談窓口 企業年金:企業年金コールセンター	☎03-5273-1400 ☎0570-02-2666			
保険	後期高齢者医療保険に加入していた	後期高齢者医療保険の手続き ●保険証の返却 ●送付先の変更届 ●各種認定証の返却 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の払戻し申請		☐	保険年金課	7
	国民健康保険に加入していた	国民健康保険の手続き ●保険証の返却 ●送付先の変更届 ●各種認定証の返却 ●葬祭費の支給申請 ●世帯主変更 ●高額療養費の払戻し申請		☐	保険年金課	8
	その他の健康保険に加入していた	※加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。				
	その他の健康保険に加入していて、 家族を扶養していた	●国民健康保険の加入		☐	保険年金課	8
	子ども、ひとり親家庭、 重度障がい者の医療証を持っていた	●各種医療証の返却		☐	保険年金課	9

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
介護保険	65歳以上、または要支援・要介護の認定を受けていた	介護保険の手続き ●介護保険証等の返却 ●送付先変更届 ●高額介護サービス費の未支給分の請求		☐	福祉・介護保険課	9
高齢者	高齢者福祉サービスを受けていた	高齢者福祉サービスの手続き ●高齢者乗車券の返却 ●地域支援事業サービスの廃止		☐	福祉・介護保険課	10
障がい等	身体障害者手帳、療育手帳を持っていた	障がい等【区役所】での手続き ●身体障害者手帳の返却 ●療育手帳の返却 ●各種福祉サービス関係書類の返却 ●各種手当の喪失届		☐	福祉・介護保険課	10
	精神障がいのサービスを受けていた	障がい等【保健所(あいれふ)】での手続き ●精神障害者保健福祉手帳の返却 ●自立支援医療受給者証の返却 ●障がい福祉サービス受給者証の返却		☐	保健所6階(あいれふ)健康課	11
	小慢・難病・肝炎の受給者証を持っていた	障がい等【保健所(あいれふ)】での手続き ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 ●特定医療費(指定難病)受給者証の返却 ●肝炎治療受給者証の返却		☐	保健所6階(あいれふ)健康課	11
	被爆者健康手帳を持っていた	被爆者【保健所(あいれふ)】での手続き ●葬祭料の請求 ●死亡届		☐	保健所6階(あいれふ)健康課	12
税金	原付バイク(125cc以下)等を持っていた	原付バイク(125cc以下)等の廃車・名義変更の手続き		☐	博多区役所9階 資産課税課	13
	市県民税の納税義務者だった	市県民税納税通知書送付先の変更の手続き		☐	課税課	13
	市内の土地・家屋の所有者であった	固定資産税納税通知書送付先の変更手続き		☐	課税課	14
	※亡くなった方の市税の手続きについては、後日文書または納税通知書をお送りします。 ※亡くなった方に課税されていた市税につきましては、相続人へ納税義務が継承されます。	市税の納付、ご相談 ●市税の納付 ●納付のご相談		☐	納税課	14

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	18歳以下だった	児童手当等の手続き (支給対象になっていた児童が亡くなった場合)		☐	子育て支援課	15
	18歳以下のお子様を養育していた	児童手当等の手続き (手当を受給していた方が亡くなった場合)		☐	子育て支援課	15
		ひとり親家庭等医療証の申請		☐	保険年金課	15
	保護者が亡くなったため、18歳未満のお子様を養育する人がいなくなった	子どもの養育相談		☐	子育て支援課	15
その他	改葬 (遺骨を中央区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい)	改葬許可申請		☐	生活環境課	16
	相続について相談したい ※相続税に関することは税務署へ(18ページの国税関係区分を参照)	各種相談窓口(※要予約) ●弁護士による法律相談 ●司法書士相談		☐	市民相談室	16

ご遺族メモ

区役所での手続き

世帯主変更の届出

亡くなった方が世帯主であり、同じ世帯に残る世帯員(15歳以上)が2名以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要になります。

手続き・持ち物

●世帯主変更の届出

- ☐ 届出する人の本人確認書類
- ☐ 委任状(世帯員以外の場合)

20ページに委任状様式あり

受付窓口

- 区役所1階④
市民課(窓口係)
☎092-718-1022

期限

▶ 亡くなった日から14日以内

住民基本台帳カードの返却

手続き・持ち物

●住民基本台帳カードの返却

- ☐ 住民基本台帳カード

受付窓口

- 区役所1階④
市民課(窓口係)
☎092-718-1022

期限

▶ 随時

ご遺族メモ

国民年金のみの手続き

手続き・持ち物

届出する人：相続代表人(*1)

<受給していた>

- 未支給年金請求
- 遺族基礎年金請求

<加入していた(未受給)>

- 死亡一時金請求
- 遺族基礎年金請求
- 寡婦年金請求

<各種手続きに必要な書類>

- ☐ 亡くなった方の年金証書、または年金手帳
- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本等(亡くなった方との続柄がわかるもの)
- ☐ 請求者のマイナンバー(通知)カード、または世帯全員の住民票(続柄等記載のもの)
- ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(※請求者と亡くなった方が別居の場合)

※第3号被保険者(配偶者の扶養)期間がある方は、年金事務所での受付となる場合があります。

※上記以外にも書類が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所1階⑨
保険年金課(国民年金係)
☎092-718-1126

期限

- ▶ 亡くなった日の翌日から5年以内
(死亡一時金は亡くなった日の翌日から2年以内)

厚生年金【年金事務所】での手続き

手続き・持ち物

届出する人：相続代表人(*1)

- 未支給年金請求
- 遺族厚生年金請求 など

<各種手続きに必要な書類>

- ☐ 亡くなった方の年金証書、または年金手帳
- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本等(亡くなった方との続柄がわかるもの)
- ☐ 請求者のマイナンバー(通知)カード、または世帯全員の住民票(続柄等記載のもの)
- ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(※請求者と亡くなった方が別居の場合)

※年金事務所での手続きは、予約優先となっています。

※上記以外にも書類が必要な場合があります。

受付窓口

- 年金ダイヤル
☎0570-05-1165
または
・中福岡年金事務所
☎092-751-1232
〒810-8668
福岡県福岡市中央区
大手門2-8-25

期限

- ▶ 亡くなった日の翌日から5年以内

(*1)相続代表人…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。(内容により要件あり)

後期高齢者医療保険の手続き

手続き・持ち物

●保険証の返却・送付先変更届(*3)

- ☐ 保険証
- ☐ 本人確認書類

●各種認定証の返却

- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 限度額・標準負担額減額認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

- ▶速やかに

手続き・持ち物

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主の預金通帳
- ☐ 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書等

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

- ▶葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続き・持ち物

届出する人:相続代表人(*1)

●高額療養費の払戻し申請(*2)

- ☐ 本人確認書類 ☐ 相続代表人の預金通帳
- ☐ 相続代表人の認印

※戸籍謄本等が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所1階⑦
保険年金課(給付係)
☎092-718-1123

期限

- ▶診療年月の翌月1日から2年以内

(*1) 相続代表人…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

(*2) 高額療養費…高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

(*3) 送付先変更届…単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

国民健康保険の手続き

手続き・持ち物

- 保険証の返却・送付先変更届(*3)
 - ☐ 保険証
 - ☐ 本人確認書類
- 各種認定証の返却
 - ☐ 限度額適用認定証
 - ☐ 限度額・標準負担額減額認定証
 - ☐ 特定疾病療養受療証
- 葬祭費の支給申請
 - ☐ 喪主の預金通帳
 - ☐ 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書等

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

- 保険証の返却・送付先変更届
- 各種認定証の返却
 - ▶ 速やかに
- 葬祭費の支給申請
 - ▶ 葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続き・持ち物

- 世帯主変更
 - ☐ 加入者全員の保険証
 - ☐ 本人確認書類
- 国民健康保険の加入
 - ☐ 社会保険資格喪失証明書
 - ☐ 本人確認書類

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

- ▶ 速やかに

手続き・持ち物

届出する人: 亡くなった方が国民健康保険の世帯主の場合; 相続代表人(*1)

- 高額療養費の払戻し申請(*2)
 - ☐ 本人確認書類
 - ☐ 相続代表人の預金通帳
 - ☐ 相続代表人の認印
 - ☐ 医療機関の領収書
- ※戸籍謄本等が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所1階⑦
保険年金課(給付係)
☎092-718-1123

期限

- ▶ 診療年月の翌月1日から2年以内

届出する人: 亡くなった方が国民健康保険の世帯主以外の場合; 国民健康保険の世帯主

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 世帯主の預金通帳
- ☐ 世帯主の保険証
- ☐ 医療機関の領収書

(*1) 相続代表人… 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(*2) 高額療養費… 高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

(*3) 送付先変更届… 単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

各種医療証の返却

手続き・持ち物

●各種医療証の返却

- ☐ 重度障がい者医療証
- ☐ ひとり親家庭等医療証
- ☐ 子ども医療証

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

▶速やかに

介護保険の手続き

手続き・持ち物

●介護保険証等の返却

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証
- ☐ 介護保険負担限度額認定証

●送付先変更届(*3)

- ☐ 送付先となる方の本人確認書類

受付窓口

- 区役所2階⑨
福祉・介護保険課
(介護サービス係)
☎092-718-1102

期限

▶速やかに

手続き・持ち物

届出する人:相続代表人(*1)

●高額介護サービス費の未支給分の請求(*4)

- ☐ 相続代表人の認印
- ☐ 相続代表人の預金通帳

※戸籍謄本等が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所2階⑨
福祉・介護保険課
(介護サービス係)
☎092-718-1102

期限

▶サービス提供の日の翌月初日から2年以内

(*1) 相続代表人…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(*3) 送付先変更届…単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

(*4) 高額介護サービス…高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

高齢者福祉サービスの手続き

手続き・持ち物

- 高齢者乗車券の返却
 - ☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券
- <地域支援事業サービスの廃止>
- 緊急通報システム、声の訪問の廃止届
- あんしんショートステイ、生活支援ショートステイの利用登録証の返却
 - ☐ 利用登録証

受付窓口

- 区役所2階⑧
福祉・介護保険課
(高齢者福祉係)
☎092-718-1145

期限

- ▶ 速やかに

障がい等【区役所】での手続き

手続き・持ち物

- 身体障害者手帳の返却
 - ☐ 身体障害者手帳
- 療育手帳の返却
 - ☐ 療育手帳
- <各種福祉サービス関係書類の返却>
- 障がい福祉サービス受給者証の返却(*5)
 - ☐ 障がい福祉サービス受給者証
- 地域生活支援事業受給者証の返却(*6)
 - ☐ 地域生活支援事業受給者証
- 障がい児通所サービス受給者証の返却(*7)
 - ☐ 障がい児通所受給者証
- 福祉乗車券・福祉乗車証の返却
 - ☐ 交通用福祉ICカード ☐ 福祉乗車証
- タクシー助成券の返却
 - ☐ タクシー助成券
- 高齢者乗車券の返却(身体障害者手帳4～6級、療育手帳Bの方)
 - ☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券
- まごころ駐車場利用証の返却
 - ☐ まごころ駐車場利用証
- 緊急通報システムの返却届 ● 福祉電話の返却届
- <各種手当等の喪失届>
- 特別障がい者手当の喪失届 ● 障がい児福祉手当の喪失届
- 経過的福祉手当の喪失届

受付窓口

- 区役所2階⑦
福祉・介護保険課
(障がい者福祉係)
☎092-718-1100

期限

- ▶ 速やかに

(*5) 障がい福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助(グループホーム)など

(*6) 地域生活支援事業…移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

(*7) 障がい児通所サービス…放課後等デイサービスなど

障がい等【保健所（あいれふ）】での手続き

手続き・持ち物

- 精神障害者保健福祉手帳の返却
 - ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証の返却
 - ☐ 自立支援医療受給者証
- 障がい福祉サービス受給者証の返却
 - ☐ 障がい福祉サービス受給者証

受付窓口

- 保健所（あいれふ）6階②
健康課
（精神保健福祉係）
☎092-761-7339

期限

▶速やかに

手続き・持ち物

- 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却
（※死亡時点で有効期間内のものに限る。）
 - ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証の返却
（※死亡時点で有効期間内のものに限る。）
 - ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証

【※医療費の還付請求中の方は、別途書類等が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。】
- 肝炎治療受給者証の返却
（※死亡時点で有効期間内のものに限る。）
 - ☐ 肝炎治療受給者証

【※医療費の還付請求中の方は、別途書類等が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。】

受付窓口

- 保健所（あいれふ）6階④
健康課
（健康・感染症対策係）
☎092-761-7340

期限

▶随時【※還付請求中の方は速やかに】

被爆者【保健所（あいれふ）】での手続き

手続き・持ち物

- 葬祭料の請求
 - 死亡届
(葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。)
 - 被爆者健康手帳
 - 死亡診断書または死体検案書の写し
 - 削除された住民票(世帯全員分で続柄記載があるもの)
 - 喪主の預金通帳
 - 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書
- 【※各種手当の受取人変更手続きもあるため、事前にご相談ください。】

受付窓口

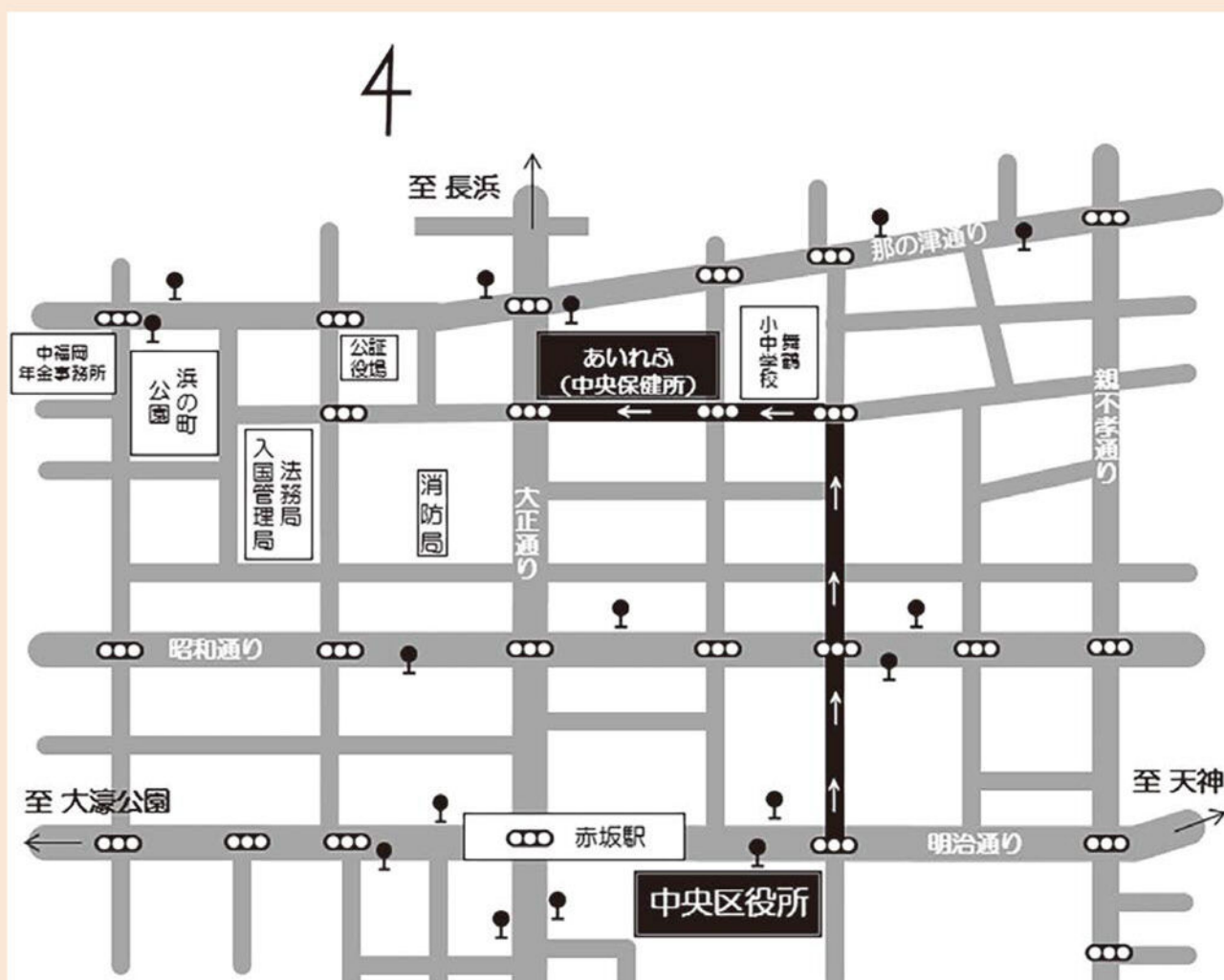
- 保健所(あいれふ)6階④
健康課
(健康・感染症対策係)
☎092-761-7340

期限

- ▶ 亡くなった日から5年以内

中央保健所(あいれふ)案内図

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号



原付バイク(125cc以下)等の廃車・名義変更の手続き

※市税は次の方に課税されます。

○軽自動車税…毎年4月1日現在、区内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方

※軽自動車等とは、原付バイク(125cc以下)、バイク(125ccを超えるもの)、軽自動車、小型特殊自動車をいいます。

手続き・持ち物

届出する人:相続人

- 原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車・名義変更の手続き

- ☐ ナンバープレート
- ☐ 車台番号がわかるもの(自賠責保険証等)

※相続人であることがわかる書類が必要な場合があります。

受付窓口

- 博多区役所9階
資産課税課
☎092-292-1604

期限

▶随時

市県民税納税通知書送付先の変更の手続き

※市税は次の方に課税されます。

○市県民税…毎年1月1日現在、区内に住所を有しており、前年中(1月～12月)に一定の所得がある方

手続き・持ち物

届出する人:相続人

- 市県民税納税通知書送付先の変更手続き

- ☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)

受付窓口

- 区役所2階⑤
課税課(市民税係)
☎092-718-1038

期限

▶随時

ご遺族メモ

固定資産税納税通知書送付先の変更手続き

※固定資産税は次の方に課税されます。

○毎年1月1日現在、区内に固定資産を所有している(法務局に登録している)方

手続き・持ち物

- 納税通知書送付先の変更手続き・・・課税課
 - ☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)
 - ☐ 納税通知書
- 相続登記・・・法務局
土地や家屋の登記名義人が亡くなった場合、相続登記が必要です。詳しくは法務局にご相談ください。

受付窓口

- 区役所2階⑥
納税通知書送付先の変更
手続きについては課税課
(固定資産税土地係)
☎092-718-1045

期限

▶ 随時

市税の納付、ご相談

手続き・持ち物

届出する人: 相続人、親族等

- 市税の納付
- 納付のご相談
 - ☐ 納税通知書、納付書等
 - ☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)

受付窓口

- 区役所2階③
納税課(納税係)
☎092-718-1028

期限

▶ 随時

ご遺族メモ

児童手当等の手続き(支給対象になっていた児童が亡くなった場合)

手続き・持ち物

- 児童手当の変更
- 児童扶養手当の変更
- 特別児童扶養手当の変更
- 認可保育園の退所届
- 第3子優遇事業

※ご家庭の状況により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

受付窓口

- 区役所2階①
子育て支援課
(こども家庭福祉係)
☎092-718-1101

期限

▶ 速やかに

児童手当等の手続き(手当を受給していた方が亡くなった場合)

手続き・持ち物

- 児童手当の変更
- 児童扶養手当の認定請求
- 児童扶養手当の変更
- 特別児童扶養手当の変更
- 第3子優遇事業
- 認可保育園の家族構成変更届
- 災害遺児手当の認定請求

※ご家庭の状況により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

受付窓口

- 区役所2階①
子育て支援課
(こども家庭福祉係)
☎092-718-1101

期限

▶ 速やかに

ひとり親家庭等医療証の申請

手続き・持ち物

- ひとり親家庭等医療証の申請
 - ☐ 対象者全員の保険証
 - ☐ 対象者全員の戸籍謄本等

受付窓口

- 区役所1階⑥
保険年金課(保険係)
☎092-718-1124

期限

▶ 速やかに

子どもの養育相談

手続き・持ち物

- 子どもの養育相談(子育てや家庭の問題に関する相談)

受付窓口

- 区役所2階②
子育て支援課(こども相談係)
☎092-718-1106

改葬許可申請

遺骨を中央区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい方

手続き・持ち物

- 改葬許可申請

申請書類や記入例は、福岡市のホームページでダウンロードできます。

受付窓口

- 区役所3階⑧

生活環境課(環境衛生係)
☎092-718-1092

各種相談窓口

相続について相談したい方 ※相続税については税務署へご相談下さい。(18ページの国税関係区分を参照)

手続き・持ち物

相談できる人:福岡市内に住む人、又は通勤・通学している人

- 弁護士による法律相談

- 司法書士相談

※右記へお問合せください。(事前予約が必要です。)

受付窓口

- 区役所1階 市民相談室

(企画振興課:広報相談係)
☎092-718-1014

ご遺族メモ

市役所等での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	窓口
市営住宅	市営住宅の入居者（名義人）だった				福岡市住宅供給公社 市営住宅センター
	同居者が入居の承継をする	市営住宅入居承継承認申請		☐	業務課業務係 ☎092-271-2562
	市営住宅を退去する	市営住宅返還		☐	募集課募集係 ☎092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	市営住宅同居者異動届		☐	業務課調査係 ☎092-271-0901
上下水道	水道を使用していた				
	名義人 だった	名義人を変更する	名義人・料金支払方法変更の連絡	☐	福岡市水道局 お客さまセンター ☎092-532-1010
		使用を中止する	使用中止の連絡	☐	
	井戸水を併用していた		世帯人数変更の連絡	☐	
	井戸水のみを使用していた		使用者・世帯人数変更の連絡	☐	道路下水道局下水道料金課 ☎092-711-4507 福岡市役所6階
	下水道受益者負担金を納付中または猶予中だった	下水道事業受益者変更届		☐	
霊園	市立霊園の利用者だった	利用者の変更 (利用権承継申請)		☐	福岡市役所 市立霊園窓口 ☎092-711-4869 福岡市役所4階
犬	犬の飼い主だった				
	新しい飼い主の住所が福岡市内	所有者の変更 (登録事項の変更)		☐	東部動物愛護管理センター ☎092-691-0131 家庭動物啓発センター ☎092-891-1231
	新しい飼い主の住所が福岡市外	所有者の変更 (登録事項の変更)		☐	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場
農地	福岡市内の農地の所有者だった				農業委員会事務局 農地調整係 ☎092-733-5777 福岡市役所5階
	農地の所在地が福岡市西区以外	農地法第3条の3第1項の規定 による届け出		☐	
	農地の所在地が福岡市西区	農地法第3条の3第1項の規定 による届け出		☐	西部出張所 ☎092-806-9435
森林	福岡市内の森林(※)の所有者 だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記森づくり推進課にお問合せ ください。)	森林の所有者届		☐	農林水産局 森づくり推進課 ☎092-711-4846 福岡市役所14階
ごみ	ごみについて、通常のごみ出しでは処理しきれないとき ※遺品整理については25ページを参照してください。				
	自分で処理施設へ持ち込む	自己搬入ごみ事前受付 センターに申込		☐	自己搬入ごみ事前受付センター ☎092-433-8234
	福岡市が許可した収集業者に 依頼する。	担当区域の一般廃棄物収集 運搬許可業者に収集を依頼		☐	協同組合福岡市事業用環境協会 ☎092-432-0123

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

	区分	手続き内容等	該当	済	問い合わせ先
生命保険等	生命保険等	死亡保険金・入院給付金の請求等		☐	加入していた生命保険会社、または代理店
	簡易保険	死亡保険金・入院給付金の請求等		☐	郵便局
	損害保険等	名義変更・解約 等		☐	加入していた損害保険会社、または代理店
預貯金・株等	預貯金口座等	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社等
	国債(戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領		☐	償還金支払場所、または証券保管証書に記載の郵便局
自動車・バイク	普通自動車	自動車税に関すること		☐	福岡県西福岡県税事務所自動車税係 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎 3階・4階 ☎092-735-6214
		名義変更等に関すること ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。		☐	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 ☎050-5540-2078 ※自動音声案内の際に、「037」を押してください。
	軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイクを含む)	名義変更、または廃車 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。		☐	全国軽自動車協会連合会 福岡主管事務所 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番49号 ☎050-3816-1750
	二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)			☐	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 ☎050-5540-2078 ※自動音声案内の際に、「037」を押してください。
国税・不動産	国税関係	相続税・所得税・消費税申告		☐	福岡税務署 福岡市中央区天神4丁目8番28号 ☎092-771-1151
	不動産	土地・家屋等相続登記		☐	※不動産が中央区所在の場合 福岡法務局(本局) 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 ☎092-721-4570(代表)

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

	区分	手続き内容等	該当	済	問い合わせ先
遺言等	遺言書	検認・開封		☐	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 ☎092-981-9605(家事事件受付係)
	相続放棄	相続放棄 ※相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。		☐	
電話	固定電話 (NTT西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届)・解約		☐	(NTT西日本の場合) 局番なし☎116 携帯電話からは☎0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約		☐	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約		☐	各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	NHKふれあいセンター フリーダイヤル☎0120-151515
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	各契約会社
	運転免許証	返納手続き		☐	最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート	返納手続き		☐	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 ☎092-725-9001
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- ☐ 世帯主の変更にすること。
- ☐ 住民票の写しの請求並びに受領にすること。
- ☐ 戸籍に関する証明書の請求並びに受領にすること。
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びにその他の申請等の手続き及び受領にすること。
- ☐ 国民年金の死亡に関する手続きについて。
- ☐ 市税に関する各種手続き、証明書の請求並びに受領にすること。
- ☐

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

印

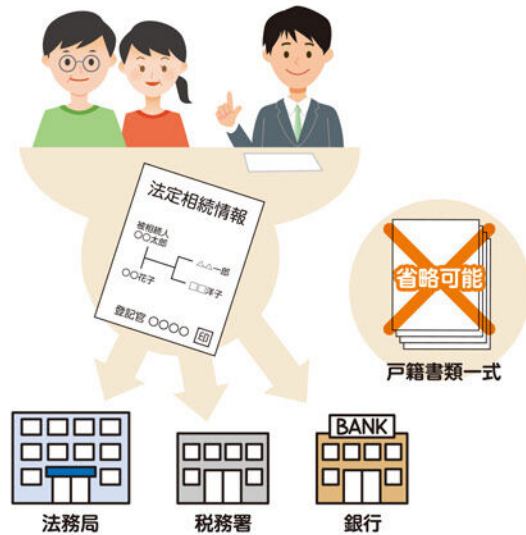
平日昼間に連絡がとれる電話番号 () -

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

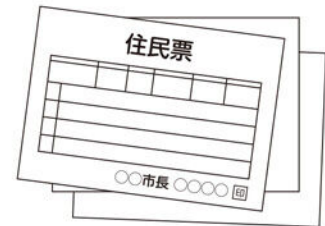
- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



とっても便利に
なるんだね!

令和6年3月1日から、戸籍証明書
等を最寄りの市区町村の窓口でも
取れるようになるんだ!
さらに、一か所の市区町村の窓口
にまとめて請求できるよ!



そんなことないよ!



君はだれ?

広域交付始まるの巻

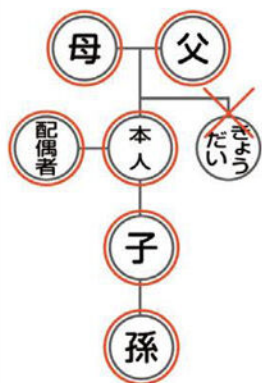


相続の手続を
したいけど、
本籍地が全国
各地にあるから
戸籍証明書を
集めるのが
大変だなあ...



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません。)
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけでなく
・夫又は妻(配偶者)
・父母、祖父母など(直系尊属)
・子、孫など(直系卑属)
の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

最寄りの窓口で
取れたよ!



これで相続登記も
ばっちりだね!

なるほど! /



きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索

法務省HP



出典: 法務局ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

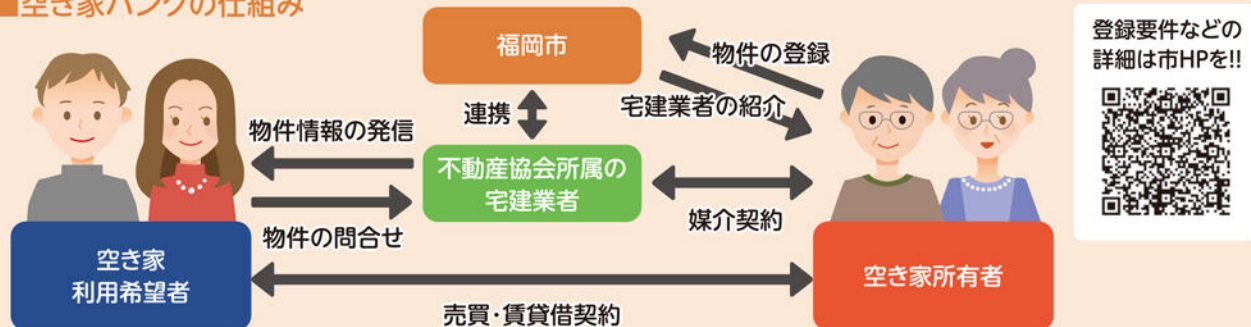
相続した空き家・空き地を有効活用しませんか？

人が住んでいない住居は、傷みの進行が早く、倒壊や衛生面の悪化などに繋がる恐れがあります。
相続した空き家・空き地を有効活用しませんか？

福岡市空き家バンク

「福岡市空き家バンク」とは、空き家・空き地を貸したい・売りたい人から市に登録された物件情報を借りたい・買いたい人に紹介する制度です。空き家・空き地の所有者からの登録を随時募集しています。登録は無料です。また、空き家・空き地物件の売買・賃貸借契約に関する手続きは、市と連携する不動産協会所属の宅建業者が行います。

■空き家バンクの仕組み

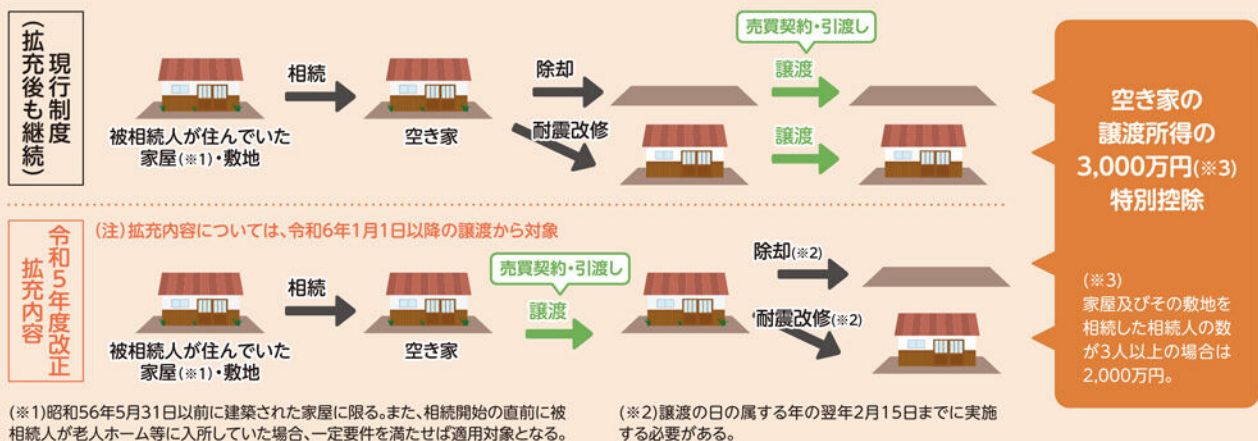


■空き家の登録要件

- ①登記が完了し、権利関係が整理されていること
- ②共有の場合、共有者全員の合意が得られていること
- ③不動産会社と媒介契約を締結していないこと など

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

空き家を相続した相続人が、その家屋、または敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除される制度です。



■特例の適用を受けるための譲渡日の要件

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること

■手続きの流れ



詳細は市HPを!!



!!注意!!

制度の適用には、譲渡日要件の他に一定要件がありますので、あらかじめ福岡市及び国土交通省のHPにて詳細を確認し、必要な書類をご準備ください。

お問合せ先

福岡市住宅都市局 住宅計画課 福岡市中央区天神1-8-1

☎092-711-4598 FAX:092-733-5589 MAIL:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市の生前整理や遺品整理時の家財の処分について

「生前整理」や「遺品整理」で不要になったものは、リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を行って、できるだけごみを減らした後、市のごみ出しルールに基づき、適正に処理しましょう。

福岡100
人生100年時代への
チャレンジ

市のごみ出しルール(①②③のいずれかの方法)

①通常のごみ出し日に出す。

- 「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」は月1回の収集です。 ※1回につき10袋(45ℓ)まで
- 「粗大ごみ」を出すときは、事前に粗大ごみ受付センターへの申込みが必要です。 ※1回につき10個まで

・粗大ごみ受付センター ☎092-731-1153

受付時間/月曜日～土曜日 9:00～17:00 12月29日～1月3日は休み

・インターネット受付 <https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/>

受付時間/年中24時間受付(メンテナンス期間は除く)

・LINE受付

LINEで粗大ごみ収集の申込みもできます。まずは友だち追加してからご利用をお願いします。

友だち追加



②市の処理施設に自分で直接持っていく。

- 事前に自己搬入ごみ事前受付センターへの申込みが必要です。

・自己搬入ごみ事前受付センター ☎092-433-8234

受付時間/月曜日～土曜日 8:30～16:00 1月1日～3日は休み

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付

・インターネット受付 <https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>

受付時間/年中24時間受付(メンテナンス期間は除く)

ごみ処理手数料

10kgまでごとに
140円

③市が許可した収集業者に依頼する。

- 協同組合福岡市事業用環境協会に連絡してください。

協同組合福岡市事業用環境協会

☎092-432-0123 FAX 092-432-0124

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00

第1・3・5土曜日 9:00～12:00

※ただし祝日を除く

臨時収集を依頼した場合

収集運搬経費

1m³までごとに
4,070円

+

処分経費

1kgまでごとに
14円

●上記料金は「収集業者が受けることのできる上限の額」です。

問い合わせ先 環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 ☎092-711-4039 FAX:092-711-4823

生前整理や遺品整理を業者に依頼する場合の留意事項

家財を必要なもの、不要なものに仕分けする作業は、どの業者にも依頼できますが、そのとき発生するごみの収集は、市のごみ出しルールに基づき、市が許可した収集業者に依頼してください。

なお、下記業者は、遺品整理に限り、家財の仕分け作業からごみの収集までワンストップで依頼できます。

業者名	事務所	電話番号
株式会社 友心	中央区那の津3丁目11番1号	☎092-408-5939
株式会社 ダイワテクノサービス	東区松香台1丁目25番11-203号	☎092-672-8001

問い合わせ先 環境局 循環型社会推進部 収集管理課 ☎092-711-4346 FAX:092-733-5907

※ごみ出しルールの詳細は、福岡市ごみと資源の分け方出し方情報サイトに掲載しています。
(<http://kateigomi-bunbetsu.city.fukuoka.lg.jp/>)

ご遺族メモ